

平成 21 年第 4 回安城市議会定例会付議案件

21. 11. 4

仮番	内 容																											
1	議案番号	第84号議案																										
	議案名	安城市市政功労者表彰条例の一部を改正する条例の制定について																										
	摘 要	<p>社会情勢の変化に伴い、市長、委員会の委員等について、表彰の条件である在職期間を改めるもの</p> <p>公布の日～ (平成19年5月6日以後初めて改正後の規定に該当することとなる者について適用)</p> <p>表彰の条件である在職期間の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市議会議員</td> <td>12年以上</td> <td>12年以上</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td><u>6</u>年以上</td> <td><u>4</u>年以上</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>8年以上</td> <td>8年以上</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>8年以上</td> <td>8年以上</td> </tr> <tr> <td>行政委員会の委員</td> <td><u>12</u>年以上</td> <td><u>15</u>年以上</td> </tr> <tr> <td>消防団長・副団長・分団長</td> <td><u>12</u>年以上</td> <td><u>15</u>年以上</td> </tr> <tr> <td>町内会長</td> <td><u>12</u>年以上</td> <td><u>15</u>年以上</td> </tr> <tr> <td>県議会議員</td> <td>12年以上</td> <td>12年以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	新	旧	市議会議員	12年以上	12年以上	市長	<u>6</u> 年以上	<u>4</u> 年以上	副市長	8年以上	8年以上	教育長	8年以上	8年以上	行政委員会の委員	<u>12</u> 年以上	<u>15</u> 年以上	消防団長・副団長・分団長	<u>12</u> 年以上	<u>15</u> 年以上	町内会長	<u>12</u> 年以上	<u>15</u> 年以上	県議会議員	12年以上
区 分	新	旧																										
市議会議員	12年以上	12年以上																										
市長	<u>6</u> 年以上	<u>4</u> 年以上																										
副市長	8年以上	8年以上																										
教育長	8年以上	8年以上																										
行政委員会の委員	<u>12</u> 年以上	<u>15</u> 年以上																										
消防団長・副団長・分団長	<u>12</u> 年以上	<u>15</u> 年以上																										
町内会長	<u>12</u> 年以上	<u>15</u> 年以上																										
県議会議員	12年以上	12年以上																										
2	議案番号	第85号議案																										
	議案名	安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																										
	摘 要	<p>地方公務員災害補償法の改正に伴うもの</p> <p>22. 1. 1～</p> <p>職員の定義に係る規定の改正 非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）のうち、船員保険法に基づく船員保険の被保険者については、この条例の適用対象とするもの</p>																										

仮番	内 容	
3	議 案 番 号	第 8 6 号議案
	議 案 名	安城市名誉条例を廃止する条例の制定について
	摘 要	<p>安城市名誉市民条例が定着したことに伴うもの 公布の日～</p> <p>安城市発展のため特別功労のあった者に対して、名誉市長の称号を贈り、又は名誉顧問に推薦することができることを定めた条例の廃止</p>
4	議 案 番 号	第 8 7 号議案
	議 案 名	安城市消防団員等公務災害補償条例及び安城市救慰金支給条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>消防法の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>1 安城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 引用している消防法の条項名の変更 第 2 条中 「第 3 6 条」 → 「第 3 6 条第 7 項」 「第 3 5 条の 7 第 1 項」 → 「第 3 5 条の 1 0 第 1 項」</p> <p>2 安城市救慰金支給条例の一部改正 引用している消防法の条項名の変更 第 2 条第 2 号中 「第 3 6 条」 → 「第 3 6 条第 7 項」 「第 3 5 条の 7 第 1 項」 → 「第 3 5 条の 1 0 第 1 項」</p>

仮番	内 容								
5	議 案 番 号	第 8 8 号 議 案							
	議 案 名	安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の制定について							
摘 要	<p>コミュニティ住宅の新設に伴うもの 規則で定める日～ (4-公布の日～)</p>								
	<p>1 コミュニティ住宅の定義 住宅市街地総合整備事業（国土交通大臣の同意を得た事業計画に基づくものに限る。）の施行に関連し、住宅に困窮すると認められる者に市が賃貸する住宅及びその附帯施設</p> <p>2 設置</p> <table border="1" data-bbox="363 613 1378 734"> <thead> <tr> <th>住宅名称</th> <th>位置</th> <th>構造等</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ住宅城南</td> <td>安城市城南町1丁目 1番地11</td> <td>中層耐火 4階建 1棟</td> <td>12戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 入居者の資格 入居することができる者は、住宅に困窮すると認められる者で次に該当するものとする。 (1) 次に掲げる者で、住宅市街地総合整備事業（当該事業と合併して施行する土地区画整理事業を含む。）の施行に伴い住宅を失うもの ア 住宅市街地総合整備事業の事業計画について国土交通大臣の同意を得た日（以下「同意の日」という。）から引き続き事業地区内に居住している者（イを除く。） イ 同意の日から引き続き事業地区内に居住し、同意の日後に別世帯を構成した者で事業の施行上やむを得ないと認めるもの ウ 同意の日後に事業地区内に居住した者で事業の施行上やむを得ないと認めるもの エ 同意の日後にア、イ、ウに該当する者と同一世帯となった者 (2) (1) アからエまでに該当する者で、同意の日後に事業地区内において災害により住宅を失ったもの (3) 市税を滞納していない者 (4) 暴力団員でない者</p> <p>4 入居の申込み、決定等 (1) 入居資格のある者で入居を希望する者から入居の申込みを受け付ける。 (2) 申込者数が入居可能な戸数を超えるときは、選考又は公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>5 家賃 入居者が申告し、市長が認定した収入に基づき、公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額。ただし、同令第3条に規定する方法により市長が定める近傍同種の住宅の家賃等を家賃限度額とする。</p> <p>6 家賃の減免又は徴収猶予 市長は、入居者の収入が著しく低額である場合、病気にかかった場合等の特別の事情があるときは、家賃の減免又は家賃の徴収を猶予することができる。</p> <p>7 過料 入居者が詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（この額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p>		住宅名称	位置	構造等	戸数	コミュニティ住宅城南	安城市城南町1丁目 1番地11	中層耐火 4階建 1棟
住宅名称	位置	構造等	戸数						
コミュニティ住宅城南	安城市城南町1丁目 1番地11	中層耐火 4階建 1棟	12戸						

仮番	内 容	
6	議案番号	第89号議案
	議案名	平成21年度安城市一般会計補正予算（第3号）について
	摘要	資料別添
7 { 12	議案番号	第90号議案 ～ 第95号議案
	議案名	平成21年度安城市特別会計補正予算について
	摘要	下水道事業（第1号） 安城北部土地区画整理事業（第1号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第2号） 介護保険事業（第1号） 後期高齢者医療（第2号） 子育て応援特別手当給付事業（第1号）の6会計 資料別添
13	議案番号	第96号議案
	議案名	工事請負契約の変更について
	摘要	平成21年第3回臨時会において議決された工事請負契約の額を変更するもの 里町小学校校舎増築主体工事 変更前金額 225,424,500 円 変更後金額 232,009,050 円 増 額 6,584,550 円
14	議案番号	第97号議案
	議案名	工事請負契約の変更について
	摘要	平成21年第3回臨時会において議決された工事請負契約の額を変更するもの 安城西中学校校舎増築主体工事 変更前金額 280,875,000 円 変更後金額 281,967,000 円 増 額 1,092,000 円

仮番	内 容	
15	議 案 番 号	第 9 8 号議案
	議 案 名	指定管理者の指定について
	摘 要	安城市民交流センターの指定管理者として特定非営利活動法人エヌピーオー愛知ネットを指定する（平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 5 年 3 月 3 1 日）。
16	議 案 番 号	第 9 9 号議案
	議 案 名	指定管理者の指定について
	摘 要	秋葉いこいの広場の指定管理者としてコニックス株式会社を指定する（平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日）。
17	議 案 番 号	第 1 0 0 号議案
	議 案 名	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
	摘 要	<p>三好町が名称を変更し、市制を施行すること及び小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入することに伴うもの</p> <p style="text-align: right;">1 -22. 2. 1～ 2 (1)-22. 1. 4～ (2)-22. 2. 1～</p> <p>1 愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を組織する地方公共団体の数の減少 平成 2 2 年 1 月 3 1 日をもって広域連合から小坂井町を脱退させることによる減少</p> <p>2 広域連合規約の変更 規約の別表に規定する広域連合議員の選挙に係る選挙区を構成する市町村の変更 (1) 三好町 → みよし市 (2) 小坂井町を削除</p>

仮番	内 容	
18	議 案 番 号	報告第18号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 59,229円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日時 平成21年10月20日 午後4時ごろ (2) 発生場所 安城市桜町地内 (3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が信号機のない交差点を通過しようとしたところ、交差する市道から当該交差点へ進入した相手方自転車と接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 頰部の挫傷<small>けい</small></p> <p>4 専決年月日 平成21年12月9日</p>
19	議 案 番 号	諮問第3号
	議 案 名	人権擁護委員の推薦について
	摘 要	<p>委員 加藤元恵の任期満了（平成22年3月31日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員 任期 3年 現在の委員数 8人 要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるもの（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>